

2020年3月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

契約日が2020年4月1日となるご契約につきましては、普通保険約款および特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、ドリームフライト「ご契約のしおりー約款」（2019年10月作成）および保険証券とあわせて保管下さい。

ドリームフライト

〈1〉 無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）普通保険約款のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉 第7条（年金、死亡給付金の支払）第⑩項を次のとおりとします。（104ページ）

⑩ 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に死亡した場合は、会社の責任開始時の規定および第①項第(2)号の支払金額の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を契約日とみなして処理し、第1回保険料と同額を死亡給付金として支払います。ただし、その死亡が免責事由に該当したときは、第27条（払いもどし金）第①項の規定を適用します。

〈ii〉 第11条（年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第④項を次のとおりとします。（105～106ページ）

④ 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師の診断を含みます。）を行います。この場合、第③項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	年金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消（第19条）、不法取得目的による無効（第20条）または重大事由による解除（第24条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(エ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または年金受取人の契約締結の目的または年金請求の意図に関する契約の締結時から年金請求時までににおける事実 (ウ) 契約者、被保険者または死亡給付金受取人の契約締結の目的または死亡給付金請求の意図に関する契約の締結時から死亡給付金請求時までににおける事実 (エ) 第24条（重大事由による解除）第①項第(3)号(ア)から(ウ)に該当する事実の有無

〈iii〉 第12条（会社の責任開始時）第②項柱書を次のとおりとします。（107ページ）

② 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。

〈iv〉 第21条（告知義務）を次のとおりとします。（109～110ページ）

第21条（告知義務）

契約者および被保険者は、契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面（会社の定める情報端末を用いる場合は、それに表示された告知画面を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面によって告知してください。

〈v〉 第46条（年齢または性別の誤りの処理）第①項第(2)号を次のとおりとします。
(117ページ)

項目	内容
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、他の年金の種類、保証期間または年金支払期間に変更することが可能なときは、他の年金の種類、保証期間または年金支払期間に変更し、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算します。

〈2〉 円換算払込特約の第9条（円建払込金額を定める場合の特則）第②項第(3)号を次のとおりとします。（122ページ）

(3) 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に死亡した場合に死亡給付金として支払う金額は、主約款の規定にかかわらず、円建払込金額とします。

〈3〉 自動すえ置き機能付円換算支払特約のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉 第4条（判定日における年金等の取扱）第①項第(1)号を次のとおりとします。
(127ページ)

(1) 判定日における円換算レートが判定円換算レートと同一となった場合または判定円換算レートを上回った場合、その判定日を換算基準日として、指定通貨の年金を円に換算して年金受取人に支払います。

〈ii〉第9条（円建払込金額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約を付加している場合の特則）を次のとおりとします。（128ページ）

第9条（円建払込金額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約を付加している場合の特則）

円建払込金額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約を主契約に付加している場合で、年金から差し引くべき未払込保険料があるときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。

(1) 指定通貨の年金を円に換算して支払う場合

第4条（判定日における年金等の取扱）第⑤項第(1)号の規定にかかわらず、年金を円に換算した金額から未払込の円建払込金額を差し引いて支払います。

(2) 指定通貨の年金を自動的にすえ置く場合

第4条（判定日における年金等の取扱）第⑤項第(2)号の規定にかかわらず、保険料の払込がなかった各払込期月の前月末日を換算基準日とし、それぞれの日の第3条（円換算レート）に定める会社所定の換算レートを用いて計算した指定通貨建の未払込保険料を差し引いた残額をすえ置きます。

〈4〉個人年金保険料税制適格特約の第3条（契約内容の変更等の特別取扱）を次のとおりとします。（132ページ）

第3条（契約内容の変更等の特別取扱）

① 会社は、主約款の規定にかかわらず、第1条（特約の付加）の第(2)号から第(4)号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の契約内容の変更等は取り扱いません。

② 主約款に定める後継年金受取人は、会社の定める範囲内であることを要します。

MEMO

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>